奈良県告示第四百九十五号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

表土木部住宅課に勤務する出納員の項中「土木部住宅課」を「土木部まちづくり推進局住宅課」に改め、同表会計局に勤務する出納員の項中

「

企画部観光交流局観光課興事業の入場料の収納を行う	企画部観光交流局文化国用料及び文化芸術鑑賞事業納を行うこと。

「

に係る観光振うこと。	企画部観光交流局観光課に勤務する分任出納員

」

を

「

際課に係る使の入場料の収	企画部観光交流局文化国際課に勤務する分任出納員

」

「

ふるさと奈良県応援寄附金の収納を行うこと。	地域振興部文化観光局観光振興課に係る観光振興事業の入場料の収納を行うこと。

」

税務課、県税事務	一　奈良県小売商業高度化資金貸付規則（昭和三十九年七月奈良県規則第二十二号）に基づく償還金等の収納を行う
商工労働部商業振興課	する分任出

所及び東京事務所に勤務する分任出納員	地域振興部文化観光局観光振興課に勤務する分任出納員

に、

「

一　くらし創造部景観・環境局自然環境課が所管する県立公園に係る使用料の収納を行うこと。 二　くらし創造部景観・環境局自然環境課に係る工事用原材料の出納及び保管を行うこと。	くらし創造部景観・環境局自然環境課に勤務する分任出納員

を

金融・に勤務納員	

「

一　奈良県小売商業高度化資金貸付規則（昭和三十九年七月奈良県規則第二十二号）に基づく償還金等の収納を行うこと。 二　奈良県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）に基づく償還金等の収納を行うこと。 三　奈良県中小企業近代化資金貸付規則を廃止する規則（平成十二年三月奈良県規則第六十二号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる奈良県中小企業近代化資金に係る償還金等の収納を行うこと。	商工労働部商工課に勤務する分任出納員

に、

」

県規則第六十二号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる奈良県中小企業近代化資金に係る償還金等の収納を行うこと。	」

「

一　農林部森林保全課が所管する県立公園に係る使用料の収納を行うこと。 二　農林部森林保全課に係る工事用原材料の出納及び保管を行うこと。	農林部森林保全課に勤務する分任出納員
土木部営繕課に係る入札保証金並びに契約保証金の出納及び保管を行うこと。	土木部営繕課に勤務する分任出納員

」

を

「

土木部ま 入札保証金 保管を行う	

に、「、土木部営繕課」を「、土

ちづくり推進局営繕課に係る並びに契約保証金の出納及びこと。	土木部まちづくり推進局営繕課に勤務する分任出納員

」

木部まちづくり推進局営繕課」に、「教育委員会事務局総務福利課」を「教育委員会事務局総務室」に、「教育委員会事務局学校教育課」を「教育委員会事務局学校支援課」に改め、同表奈良公園管理事務所に勤務する出納員の項中「企画部観光交流局観光課及び」を削り、同項の次に次のように加える。

筒井寮及び登美学園に勤務する出納員	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項に規定する短期入所及び同法第七十七条第三項の規定より市町村が行う事業のうち日中一時支援事業に係る使用料等の収納を行うこと。
筒井寮及び登美学園に勤務する分任出納員	

表定時制課程又は通信制課程を設置している高等学校に勤務する出納員の項中「授業料」の下に「及び入学料」を加える。